明治二十五年三月三十一日 第三種郵便物認可 日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省令〕
○生活困窮者自立支援法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働一〇二） 一
〔告示〕
○日本国に帰化を許可する件（法務一一六） 二
○政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示（財務一五六～一五八、一六〇～一六二） 三
○国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した割引短期国債の発行条件等を告示（同一五九） 四
○医薬品等副作用被害救済制度の対象とならない医薬品等の一部を改正する件（厚生労働二二三） 六
○厚生労働大臣の指定する指定再生医療等製品の一部を改正する件（同二二四）
○道路に関する件（中部地方整備局九一） 七
○都市計画に関する件（中国地方整備局六七） 七
○道路に関する件（北海道開発局一二四～一二七） 八
〔国会事項〕
〔叙位・叙勲〕 九
〔皇室事項〕 一〇
〔官庁報告〕
官庁事項
登録海技免許講習実施機関の登録事項の変更に関する公示（国土交通省） 一〇
登録船舶職員養成施設の登録事項の変更に関する公示（同）
登録電子海図情報表示装置講習実施機関の登録事項の変更に関する公示（同） 一二
登録海技免許講習事務の廃止に関する公示（同）
登録船舶職員養成事務の廃止に関する公示（同）
〔公告〕
諸事項
官庁
建設業の営業の停止命令関係 一二
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係
会社その他 三〇

省令

○厚生労働省令第百二号

生活困窮者自立支援法（平成二十五年法律第百五号）第六条第一項及び第二項の規定に基づき、生活困窮者自立支援法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年六月十一日　厚生労働大臣　田村　憲久

生活困窮者自立支援法施行規則の一部を改正する省令

生活困窮者自立支援法施行規則（平成二十七年厚生労働省令第十六号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
附則 （生活困窮者住居確保給付金に関する暫定措置） **第四条** 新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。次条第一項並びに附則第六条及び第七条において同じ。）に伴う経済情勢の変化に鑑み、当分の間、第三条第二号に規定する場合における第十条第五号及び様式第一号（裏面）の適用については、第十条第五号中「公共職業安定所に求職の申込みをし、誠実かつ熱心に期間の定めのない労働契約又は期間の定めが六月以上の労働契約による就職を目指した求職活動」とあるのは「誠実かつ熱心に求職活動」と、様式第一号（裏面）中「受給中は、公共職業安定所に求職の申し込みを行うとともに、誠実かつ熱心に求職活動」とあるのは「受給中は、誠実かつ熱心に求職活動」とする。 2　（略） **第六条** 新型コロナウイルス感染症に伴う経済情勢の変化に鑑み、都道府県等は、第十六条の規定にかかわらず、生活困窮者住居確保給付金の支給を受けた者であって、その支給が終了した後に、令和三年二月一日から同年九月三十日までの間に生活困窮者	**附則** （生活困窮者住居確保給付金に関する暫定措置） **第四条** 新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。次条第一項及び附則第六条において同じ。）に伴う経済情勢の変化に鑑み、当分の間、第三条第二号に規定する場合における第十条第五号及び様式第一号（裏面）の適用については、第十条第五号中「公共職業安定所に求職の申込みをし、誠実かつ熱心に期間の定めのない労働契約又は期間の定めが六月以上の労働契約による就職を目指した求職活動」とあるのは「誠実かつ熱心に求職活動」と、様式第一号（裏面）中「受給中は、公共職業安定所に求職の申し込みを行うとともに、誠実かつ熱心に求職活動」とあるのは「受給中は、誠実かつ熱心に求職活動」とする。 2　（略） **第六条** 新型コロナウイルス感染症に伴う経済情勢の変化に鑑み、都道府県等は、第十六条の規定にかかわらず、生活困窮者住居確保給付金の支給を受けた者であって、その支給が終了した後に、令和三年二月一日から同年六月三十日までの間に生活困窮者